○文部科学省告示第四十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十日

文部科学大臣　下村　博文

上欄 名称	上欄 関係告示	中欄 所在地	中欄 地域	下欄 名称
古市古墳群	昭和三十一年文化財保護委員会告示第五十七号、平成十二年文部科学省告示第八十六号、平成十六年文部科学省告示第九十九号、平成十七年文部科学省告示第四十五号、平成十八年文部科学省告示第四十四号	城山古墳 大阪府藤井寺市小山四丁目 唐櫃山古墳 同　国府一丁目	一二九六番、一二九六番二、一二九六番三、一二九六番四、一二九九番一、一二九九番二四、一二九九番二五、一二九九番二七	古市古墳群
古室山古墳	昭和五十三年文部省告示第十三号、平成十年文部省告示第百十号			古室山古墳
赤面山古墳	昭和三十一年文化財保護委員会告示第五十七号、平成十年文部省告示第百十号			赤面山古墳
大鳥塚古墳	昭和三十一年文化財保護委員会告示第五十七号、平成十年文部省告示第百十号			大鳥塚古墳
助太山古墳	昭和三十一年文化財保護委員会告示第五十七号、平成十年文部省告示第百十号			助太山古墳
鍋塚古墳	昭和三十一年文化財保護委員会告示第五十七号、平成十年文部省告示第百十号			鍋塚古墳
城山古墳	昭和三十一年文化財保護委員会告示第五十七号、平成十年文部省告示第百十号			城山古墳
峯ヶ塚古墳	昭和三十一年文化財保護委員会告示第五十七号、平成十年文部省告示第百十号			峯ヶ塚古墳
墓山古墳	昭和三十一年文化財保護委員会告示第五十七号、平成十年文部省告示第百十号			墓山古墳
野中古墳	昭和三十一年文化財保護委員会告示第五十七号、平成十年文部省告示第百十号			野中古墳
応神天皇陵古墳	昭和三十一年文化財保護委員会告示第五十七号、平成十年文部省告示第百十号			応神天皇陵古墳
濠外堤	昭和三十一年文化財保護委員会告示第五十七号、平成十年文部省告示第百十号			濠外堤
鉢塚古墳	昭和三十一年文化財保護委員会告示第五十七号、平成十年文部省告示第百十号			鉢塚古墳
はざみ山古墳	昭和三十一年文化財保護委員会告示第五十七号、平成十年文部省告示第百十号			はざみ山古墳
青山古墳	昭和三十一年文化財保護委員会告示第五十七号、平成十年文部省告示第百十号			青山古墳
蕃所山古墳	昭和三十一年文化財保護委員会告示第五十七号、平成十年文部省告示第百十号			蕃所山古墳
稲荷塚古墳	昭和三十一年文化財保護委員会告示第五十七号、平成十年文部省告示第百十号			稲荷塚古墳
東山古墳	昭和三十一年文化財保護委員会告示第五十七号、平成十年文部省告示第百十号			東山古墳
割塚古墳	昭和三十一年文化財保護委員会告示第五十七号、平成十年文部省告示第百十号			割塚古墳
			一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を大阪府教育委員会及び藤井寺市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。 備考	
			三三四番四、三三四番七、三三五番六のうち実測二三〇・〇三平方メートル、三五番九のうち実測八・四四平方メートル、五九四番一のうち実測一〇五・五三平方メートル	
			三、一二九六番四、一二九九番一、一二九九番二四、一二九九番二五、一二九九番二七	
			一二九六番、一二九六番二、一二九六番三、一二九六番四、一二九九番一、一二九九番二四、一二九九番二五、一二九九番二七	
唐櫃山古墳	昭和三十一年文化財保護委員会告示第五十七号、平成十年文部省告示第百十号			唐櫃山古墳

○文部科学省告示第四十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十日

文部科学大臣　下村　博文

上欄 名称	上欄 関係告示	下欄 所在地	下欄 地域
松前氏城跡 福山城跡 館城跡	昭和十年文部省告示第二百十五号、平成八年文部省告示第四十三号、平成十年文部科学省告示第百四十四号、平成十三年文部科学省告示第百八十八号及び平成二十五年文部科学省告示第百四十七号	北海道松前郡松前町字松城	一〇五番一、一〇五番二、一〇九番、一一〇番
二ツ森貝塚	平成十年文部省告示第一号	青森県上北郡七戸町字貝塚ノ前	三六番、三七番一、三七番二、五七番一、五七番二、五七番三、五七番五、五七番六、五七番七、五八番一、五八番二、五八番三
胆沢城跡	大正十一年内務省告示第二百七十号及び平成二十三年文部科学省告示第百四十四号	岩手県奥州市水沢区佐倉河字九蔵田	九五番一、九五番二、九五番三、岩手県奥州市水沢区佐倉河字九蔵田六〇番と同九五番三に北接する水路敷に挟まれる道路敷、同六〇番に南接する水路敷と同九五番三に挟まれる道路敷を含む。
根岸官衙遺跡群	平成十七年文部科学省告示第百一号	福島県いわき市平下大越字根岸	一〇〇番一、一〇〇番二、一一九番、一二〇番二
下野国分寺跡	大正十年内務省告示第三十八号及び平成七年文部科学省告示第二十九号	栃木県下野市国分寺字甲塚	八五五番、八五六番、八五七番、八五八番